

相模原市営峰山霊園

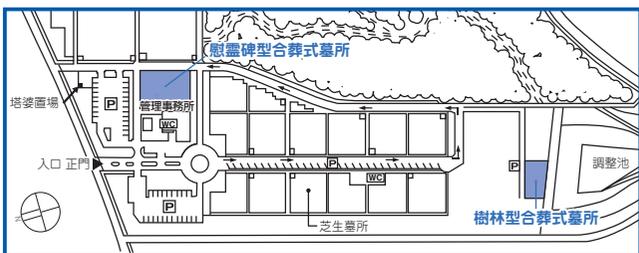
所在地 相模原市南区磯部4573番地2

交通のご案内
バス (相27) …JR相模原駅南口発 (北里大学經由相武台前駅行)
若草小学校前下車 徒歩20分
(台13) …小田急線相武台前駅発 (総合体育館前經由北里大学行)
若草小学校前下車 徒歩20分
(小11) …小田急線小田急相模原駅発 (相武台グリーンパーク行)
相模原青陵高校前下車 徒歩20分
鉄道 JR相模線下溝駅下車 徒歩25分

電話 042-777-0487
(納骨・記名板・休憩室についてはこちら)

開園時間 午前8時30分から午後5時

休所日 年中無休



相模原市役所お問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市環境経済局公園課(本庁舎5階)

☎ 042(769)8243 (直通) FAX 042(759)4395

相模原市営 峰山霊園

慰霊碑型 樹林型 合葬式墓所

利用のしおり～ご使用の方へ～



相模原市

● 焼骨の埋蔵について ~埋蔵する際の注意~

- 1 「墓所使用許可証」および「死体埋火葬許可証」（又は改葬許可証）の2点を必ずご持参いただき、管理事務所にて「焼骨等埋蔵等届」をご記入いただけます。埋蔵手続き完了後、遺骨をお預かりし、後日埋蔵いたします（手続き当日のお預かりもできます）。埋蔵は毎週月曜日と金曜日に行います（金、土、日お預かり分は月曜日に、月、火、水、木お預かり分は金曜日に納骨となります。個別の埋蔵は行いません）。
- 2 有骨区分で当選された方は、許可日から1年以内に埋蔵しなければなりません。
- 3 埋蔵する焼骨の容器は、「焼骨の容器基準」に適合していなければなりません。
- 4 埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品や遺髪等は埋蔵できません。

● 埋蔵室・合葬室について

- 1 使用許可日から20年間は埋蔵室に骨壺の状態を保管し、20年経過後は骨壺から袋に移しかえ、他の焼骨と一緒に合葬室に埋蔵します。
- 2 埋蔵室・合葬室へは立ち入ることはできません。
- 3 埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還いたしません。

● 記名板の使用について

1 施工上の注意

- (1) 記名板に氏名を彫刻する費用は、使用者の負担です。
- (2) 当霊園の「指定工事店」はありません。また、市（管理事務所を含む）では、工事店の選択等についてのご相談に応じることはできません。
- (3) 「記名板の使用基準」により施工してください。
- (4) 日曜日、祭日、お盆、お彼岸の期間中には、工事はできません。
- (5) 施工者は、作業前及び作業終了後、必ず管理事務所に寄り、備え付けの管理簿に記帳して作業を開始してください。
- (6) 工事の際、水道使用は許可しますが、工事残排水はお持ち帰りください。
- (7) 霊園内では、工事で使用する資器材は洗わないでください。
- (8) 工事完了後は、すみやかに残材等を霊園から搬出・処理し、現場を汚さないでください。
- (9) 作業終了後は、必ず清掃してください。
- (10) 管理事務所の指示に従って施工してください。

※記名板は希望者のみ使用できるもので、使用義務はありません。
※記名板には、氏名以外のものは彫刻できません。

2 記名板の使用手続き

- (1) 工事着手日の7日前までに「合葬式墓所記名板作業届」を管理事務所に提出し、確認を受けてください（墓所使用許可証の写しが必要です）。
- (2) 工事完了後7日以内に「合葬式墓所記名板作業届」の写しを管理事務所に提出し、記名板使用基準適合の検査を受けてください。

● 焼骨の容器基準

- 1 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- 2 高さが27センチメートル以下であること。
- 3 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- 4 桐箱、骨覆等の外装を施していないこと。

● 記名板の使用基準

- 1 合葬式墓所記名板作業届の提出された順に記名板の最上段の右端から順次左に向かって、連続して氏名を彫刻し、左端まで彫刻されたら、改行して次の下段の右端から彫刻してください。
合葬墓毎に既定の基準があります。詳細は、管理事務所と施工業者で打合せいたします。
- 2 彫刻される氏名の字体は、楷書体とします。
- 3 生前中に氏名を彫刻するときは、彫刻した文字を朱色に塗装してください。なお、朱色は、当該氏名の遺骨が埋蔵される時に抜いてください。
- 4 墓所の管理上、必要と認めるときは、記名板の作業日時を指定する場合があります。

● 休憩室の利用案内



- 1 **休憩室**
和室10畳2室
(20畳1室として利用可能)
- 2 **利用時間**
午前9時～午後4時
- 3 **使用料**
1時間700円/1室
- 4 **申込み**
利用日の3ヶ月前から
管理事務所にて受付
※法事等のご利用の場合は、
ご相談ください。

● 承認申請、届出について

事項	届出と必要書類	窓口
焼骨を埋蔵するとき	○焼骨等埋蔵等届 ・墓所使用許可証 ・死体（胎）埋火葬許可証 （又は改葬許可証）	霊園管理事務所
記名板に氏名を彫刻するとき	○合葬式墓所記名板作業届 ・墓所使用許可証の写し	
墓所を返還するとき	○墓所返還届 ・墓所使用許可証	市役所公園課
墓所使用許可証の再交付 (き損、紛失等)	○墓所使用許可証再交付 申請書 ・住民票 (使用許可証交付 手数料 300円)	

● 注意事項

○ 墓所使用料について

- ・墓所使用料は、使用許可時に一括で納付していただきます。既納の墓所使用料は原則として返還いたしません。未使用で2年以内に返還するときは、50%還付します。

○ 次の事由に該当すると使用許可が取り消される場合があります。

- ・不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
- ・墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき。
- ・墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
- ・有骨区分で申し込んだ墓所使用者が、墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋蔵しないとき。
- ・墓所使用権を譲渡し、又は転貸したとき。